

福井県LEDクレジット共同創出・販売事業に関する覚書（案）

福井県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「福井県LEDクレジット共同創出・販売事業に関する協定書」（以下「協定書」という。）に規定する覚書の内容を、次のとおりとする。

（目的および基本事項）

- 第1条 覚書は、甲が管理するLED照明において、経済産業省、環境省、農林水産省を制度管理者として運営される「国内における地球温暖化対策のための排出量削減・吸収量認証制度」（以下「J-クレジット制度」という。）により実施する、LED照明由来クレジット（以下「J-クレジット」という。）の創出および販売等を実施するために必要な事項を取り決めるもので、甲および乙は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実に覚書の順守に努めるものとする。
- 2 福井県LEDクレジット共同創出・販売事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、J-クレジット制度のプログラム型プロジェクト登録を受け、J-クレジット制度に基づく認証を受けることができる期間（以下「認証対象期間」という。）において排出削減・吸収活動を実施する主体は甲とし、認証を受けたJ-クレジットを乙が販売取引を実行する。
- 3 本覚書中、別紙1に記載のJ-クレジット制度に係る基本文書（以下「基本文書」という。）における条項および段落番号について記載している箇所について、覚書締結日以後に、各基本文書の改定により対応する条項および段落番号に変更が生じた場合は、当該改定後の対応する条項または段落番号を指しているものとみなす。

（対象LED照明特定のための調査）

- 第2条 甲は、共有可能な資料・データから速やかに、別紙2に記載の各書類を、乙に提供する。
- 2 乙は、甲の協力のもと、本事業においてJ-クレジット制度に基づく登録を行う照明（以下「対象LED照明」という。）を特定する。なお、対象LED照明特定のために行う調査における検討対象事項は、以下の事項とする。
- (1) J-クレジット創出に必要な期間
 - (2) J-クレジット創出の見込み数量
 - (3) 本事業の実施にあたり、適用される関連法規制の有無およびその内容
 - (4) その他甲および乙が協議の上、必要と判断する事項

（乙の実施事項）

- 第3条 乙はJ-クレジット創出に関して、覚書に基づき次の業務（以下「本業務」という。）を実施する。
- (1) J-クレジット制度のプログラム型プロジェクト登録に関する以下の業務
 - ア プログラム型プロジェクト計画書、J-クレジットの登録申請書、プログラム型プロジェクトの会員規約その他の登録に必要な書類の作成業務
 - イ 審査機関による妥当性確認審査（現地審査および書類審査のいずれも含む）への対応業務
 - ウ 上記の他、J-クレジット制度のプログラム型プロジェクト登録に係る事務手続の代行業務
 - (2) 登録を受けたプログラム型プロジェクトにおいて、認証対象期間における以下の業務
 - ア 別紙1に記載の「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）モニタリング・算定規程」に沿った対象LED照明におけるモニタリング業務

イ Jークレジット制度に基づく所定のモニタリング報告書（以下「モニタリング報告書」という。）の作成業務

ウ 審査機関によるモニタリング報告書の審査（現地審査および書類審査のいずれも含む）への対応業務

エ 上記の他、Jークレジットの認証の取得の申請に係る事務手続の代行業務

(3) 独占禁止法等の関連法令に抵触しない範囲での販売促進業務

(4) その他、協定期間中におけるプログラム型プロジェクト遂行に必要な事務および助言

(5) 県内市町や県内企業への LED 照明由来クレジット創出の展開に向けた助言

(6) その他前各号に附帯関連し、甲および乙が協議の上、必要と判断した業務

2 乙は、本業務を善良な管理者の注意をもって遂行するものとし、乙が甲の指示に基づき本業務を遂行する場合は、甲も責任を負うものとする。なお、乙が本業務を遂行する前提として甲からの情報提供または支援が必要となる場合において、当該情報提供または支援がなされなかったことに起因する本業務の不履行または遅延について、乙はその責任を負わない。

3 協定期間中、乙は甲が要求する場合において、本業務の遂行状況等を定例会議、書面または電磁的記録により、甲に報告するものとする。

4 乙は、自らの義務違反に起因して甲に何らかの損害を生じさせた場合、覚書に別段の定めがある場合を除き、甲に対し、逸失利益を含む特別損害を除き、直接かつ現実に生じた通常の損害を賠償する責を負うものとする。本業務に関して発生した損害賠償額は、甲乙協議の上決定するものとする。

5 本業務の成果品は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条および第47条第3に定めるすべての権利ならびに民法（明治29年法律第89号）第206条に定める所有権（以下「著作権等」という。）を乙が有する。乙および甲は本業務の成果品を使用する権利を有する。

6 本業務の遂行に伴って発生する費用等は、第15条の規定に従い乙の負担とする。

（甲の実施事項）

第4条 本事業は甲が、Jークレジット制度に基づき、プログラム型プロジェクトの登録を受け、発行されたJークレジット（以下「認証済みJークレジット」という。）を得て、そのクレジットの販売を促進するものであり、第3条に定める乙が行う本業務に関して、甲は以下を行うものとする。

(1) プログラム型プロジェクト計画書、プログラム型プロジェクト登録申請書、その他Jークレジット制度に係る登録手続のための書類の作成に必要な情報の乙への提供

(2) Jークレジット制度の制度管理者への、乙が作成した妥当性確認に必要な書類の提出

(3) Jークレジット制度の制度管理者への、乙が作成したプログラム型プロジェクト計画書、誓約書、プログラム型プロジェクト登録申請書、妥当性確認報告書その他の登録に必要な書類の提出

(4) 妥当性審査機関による妥当性確認（現地審査）について、乙による対応の支援

(5) 前各号に付随する業務

2 甲は、善良な管理者の注意をもって、対象 LED 照明を維持・管理するとともに、プログラム型プロジェクトの実施主体として、登録の際に策定されたプログラム型プロジェクト計画書に基づき、施業を行い、プログラム型プロジェクトの管理および登録の維持に必要な業務を行う。

3 甲は、Jークレジットの見込み総量（以下「Jークレジット創出見込量」という。）またはクレジット認証量に影響を及ぼす事象の発生または発生のおそれを認識した場合は、直ちにその旨を乙へ通知し、可能な

限り関連する情報を開示の上、事象への対応および再発防止策を協議する。

4 甲は、J-クレジット認証支援業務に関して、以下を行うものとする。

- (1) モニタリング報告書、認証申請書、その他J-クレジット制度に基づく認証を取得するための書類の作成に必要な情報の乙への提供
- (2) J-クレジット制度の制度管理者への、乙が作成した同制度の検証機関による検証に必要な書類の提出
- (3) 乙によるモニタリングおよびモニタリング報告書作成の支援
- (4) 検証機関および乙による現地審査対応の支援
- (5) 検証機関および乙による書類検査対応の支援
- (6) J-クレジット制度の制度管理者への、乙が作成したモニタリング報告書（検証機関による検証済みのもの）、認証申請書、検証報告書その他J-クレジット制度に基づく認証を取得するために必要な書類の提出
- (7) 前各号に付随する業務

5 甲は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 方法論におけるいずれかの適用条件を不充足とすること、またはいずれかの適用条件との関係で、条件不充足との評価につながる可能性のある行為を行うこと。
- (2) J-クレジット制度への登録に際して必要となる、関連する基本文書に規定される各要件のいずれかについて、プログラム型プロジェクトとの関係で要件不充足となるまたは要件不充足との評価につながる可能性のある行為を行うこと。
- (3) J-クレジット制度に基づく認証に際して必要となる、関連する基本文書に規定される各要件のいずれかについて、当該プログラム型プロジェクトとの関係で要件不充足とすること、または要件不充足との評価につながる可能性のある行為を行うこと。
- (4) 乙の承諾を得ることなく、関連する基本文書に従いプログラム型プロジェクト計画書の変更届の提出およびプロジェクト取消しの申請を行うこと。
- (5) 乙の承諾を得ることなく、プログラム型プロジェクトに影響を及ぼすLED照明数等の変更を行うこと。ただし、内容の変更を伴わない名義のみの変更、契約期間の延長等、J-クレジット創出に悪影響を及ぼすおそれのない変更についてはこの限りでない。
- (6) 基本文書のいずれかに違反する可能性のある行為または制度管理者によるプログラム型プロジェクト登録抹消措置の実施につながる可能性のある行為を行うこと。

(J-クレジットの管理および売却)

第5条 甲は、認証済みJ-クレジットに担保その他の負担を設定してはならない。

- 2 甲と乙はそれぞれ協定書第6条の規定に基づき、プログラム型プロジェクトから生じるJ-クレジットの販売促進に努める。また、乙は、甲の認証済みJ-クレジットおよび甲が保有する見込みの発行予定のJ-クレジット（以下「未認証J-クレジット」という。）に対する販売支援を行う。
- 3 甲および乙は、J-クレジット制度に基づく認証を最初に受けた日以降、相手方に対し、認証済みJ-クレジットを、市場価格にて買い取りまたは売り渡すようよう協議を申し入れることができる。この場合、協議を行い、販売の諸条件について合意したときは、別に売買契約を締結し、当該認証済みJ-クレジットについて販売取引を実行する。

- 4 前項に規定する市場価格については、J-クレジット制度事務局が実施する政府保有クレジット等の入札販売の結果として公表される価格、公開されているマーケット情報、東京証券取引所カーボン・クレジット市場における取引価格を参考に、甲および乙が協議し決定する。

(J-クレジットの分配)

第6条 乙は、プロジェクトに係る J-クレジット創出見込量を算出し、プロジェクトの初年度認証発行までに甲および乙で合意し、別紙3の形式で乙が甲に書面通知する。

- 2 乙は、甲の認証済みJ-クレジットについて販売取引を実行し、売却額全額を受け入れる。その後、取引年度にかかる売却額のうち〇〇% (契約締結にあわせて記載)を乙の本業務に関する業務委託料として、売却額から差し引き、差し引き後の売却額を甲に支払うものとする。販売取引が成立しないなど売却額が発生しない場合について、甲から乙に別途業務委託料を支払うことはないものとする。

(表明および保証)

第7条 甲は、乙に対し、協定期間において、以下を表明し保証する。

- (1) 本事業に関し、甲が乙に対して開示する情報は、全て真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な事項の記載を欠いておらず、また、甲から乙に対して書面で開示されていない事実であって、本事業の実施において企図される取引の実行に悪影響を及ぼすまたは及ぼすおそれのある客観的な事実は存在せず、また覚書に基づき甲が乙に対し引き渡す書類等のほかに、甲はプログラム型プロジェクトの実施およびJ-クレジットの創出に悪影響を及ぼす、または及ぼすおそれのある事実は存在しない。
- (2) 甲がJ-クレジット制度に基づく登録を行おうとするまたは登録を受けた全てのプログラム型プロジェクトは、別紙1に規定する「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3.1.3 および実施規程 2.2 に規定される各要件を充足している。
- (3) 甲がJ-クレジット制度に基づく登録を行おうとするまたはJ-クレジット制度に基づく登録を受けた全てのプログラム型プロジェクトに適用される方法論において要求される全ての適用条件は充足している。
- (4) 甲が本事業の実施にあたり、甲および乙と妥当性確認機関との間で、締結される妥当性確認審査に係る契約ならびに甲および乙と検証機関との間で、締結されるモニタリング報告書等の検証実施に係る契約が、それぞれに有効に締結される見込みであり、締結された契約については、有効に存続すること。
- (5) 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、プログラム型プロジェクト計画書について、実施要綱 3.1.9 および実施規程 6.5 に規定される変更届の提出、ならびに実施要綱 3.4 に規定される取消申請を行わない。
- (6) 認証済みJ-クレジットについては、実施要綱 3.1.8 および実施規程 6.2 に規定される各要件について充足している。
- (7) 基本文書が改定された際には都度、甲および乙は最新版を適用することを相互確認し、甲はそのいずれにも違反しておらず、かつ、該当した違反により登録を受けたプログラム型プロジェクトが制度管理者により抹消されるおそれは存在しない。

2 乙は、甲に対し、協定期間において、以下を表明し保証する。

- (1) 乙は、国内法の下で適法に設立され、有効に存続している法人であって、覚書を締結し、覚書上の義務を履行することにつき、必要な権利能力および行為能力を有している。
- (2) 乙は、破産手続開始または民事再生手続開始の申立て、またはその他の倒産手続開始の申立てはなされておらず、そのおそれもなく、倒産手続の開始事由はなく、乙による覚書の締結およびその義務の履行は、倒産手続の開始事由とならない。
- (3) 乙は、覚書の締結および履行に関し、適用法令、定款その他の乙の内部規則に従った必要な社内手続を全て履行している。
- (4) 乙による覚書の締結、本事業の実施およびJ-クレジットの創出ならびに覚書の条項の遵守は、乙の定款その他の内部規則または乙に適用のある法令のいかなる規定にも抵触または違反するものではなく、また乙に対してなされた裁判所、政府または規制機関の判決、決定、命令、裁判上の和解および乙が当事者となる覚書に抵触または違反していない。
- (5) 覚書はその締結日において有効かつ適法に締結され、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある債務を構成する。また、覚書は法令または信義則によりその履行の強制が制限される場合を除き、その各条項に従い、乙に対して強制執行が可能である。
- (6) 乙に対するまたは乙に係る、いかなる裁判所、政府または規制機関の現に効力を有する命令、判決、仮処分、仲裁判断、または審判で覚書に基づくプログラム型プロジェクトの実施およびJ-クレジットの創出ならびにその他の取引の差止、中止、もしくは変更、または取引の著しい遅延を招くようなものは存在しない。
- (7) 乙に対するまたは乙に係る、いかなる訴訟、または調停、審判もしくは仲裁裁判所による手続で本事業の実施およびその他の取引の差止、中止、もしくは変更、または取引の著しい遅延を招くようなものは係属しておらず、前述に記載ある手続を開始する旨の警告も受けていない。
- (8) 乙は、覚書の締結および履行、本事業の実施ならびにその他の覚書において企図される取引の実行に関して、法令等に基づき必要な許認可等を受けている。

(秘密漏洩禁止)

第8条 甲および乙は、もう一方の当事者から開示され、または本業務の遂行の過程で取得した相手方固有の技術上、営業上その他の業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として扱うものとし、秘密情報を開示した当事者から事前の書面による同意を得ない限り、取得した秘密情報を第三者に対して公表、開示せず、またいかなる場合も漏洩しない。ただし、法令に基づき公表および開示が義務付けられている場合、また関係当局から要請を受けた場合はこの限りではない。

2 前項の秘密保持に係る義務は、次の各号に定める秘密情報については適用しない。

- (1) 公開されている情報、および甲または乙の責によらず取得した時点以降に公開された情報
- (2) 開示当事者から取得した時点より以前に保有していた情報
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (4) 開示当事者からの情報に基づかず独自に開発した情報

3 第1項の定めにかかわらず、甲および乙は、覚書の目的を遂行するために、第9条で定める再委託先のほか、秘密情報を知る必要がある役職員、子会社の役職員、弁護士、会計士、およびコンサルタント等の専門家に対して秘密情報を開示することができる。ただし、秘密情報の開示に先立ち、これらの開示を受ける者に対して、覚書に定めるのと同等の秘密保持義務を課さなければならない。

- 4 乙は、甲の承諾なく、本事業に関する情報を、J-クレジットの販売活動の目的で、顧客に開示することができる。

(再委託)

第9条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得た場合に限り本業務の一部を第三者に再委託することができる。

- 2 前項の定めに従い、第三者に本業務の全部または一部を再委託する場合、第8条3項に基づき覚書に定めるのと同等の秘密保持義務を課すとともに乙は当該第三者による本業務の遂行について、一切の責任を負うものとする。

(期限の利益喪失、中途解除等)

第10条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相手方から何らの通知または催告を要せず、相手方に対する一切の債務につき利益を失い、直ちに全債務を弁済する。

(1) 覚書の円滑な履行が困難になったときまたは信用不安が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

(2) 甲または乙が合理的根拠に基づいて相手方の義務が履行遅滞または履行不能と同視しうる状況にあると判断したとき

- 2 甲または乙が、自らが次の各号のいずれかに該当すると判断する場合(以下、該当する当事者を「不履行当事者」という。)、直ちに相手方に書面で通知し、10営業日以内に該当事由の解消に向け対応策を講じる。

(1) 覚書または乙との他の取引約定に違反したとき

(2) 甲または乙の義務が履行遅滞または履行不能となったとき

- 3 前項の書面を受け取った相手方は、前項各号への該当がその該当から10営業日以内に該当事由が解消されなかった場合、不履行当事者に代わって業務を行い、発生した費用、損害、損失等について不履行当事者に請求し、また、協定書および覚書の全部または一部について解除し、当該各号への該当によって生じた損害の賠償を不履行当事者に請求することができる。

- 4 民法(明治23年法律第28号)第542条各項に掲げる場合のほか、甲または乙が第1項各号のいずれかに該当するときは(以下、該当する当事者を「違反当事者」という。)、相手方はその必要に応じ何らの催告を要せず、また、相手方の帰責事由の存否および甲または乙の不履行の程度が軽微であるかどうかにかかわらず、直ちに協定書および覚書の全部または一部を解除し、また甲と乙間の債権債務を任意に相殺することができる。

- 5 前項の場合、相手方が解除権を行使したかどうかにかかわらず、相手方に損害が生じたときは、違反当事者は直ちに賠償の責に任ずる。

- 6 甲と乙との債権債務関係について相手方が相殺するときは、充当方法は相手方の指定による。

- 7 相手方が協定書および覚書の全部または一部を解除した場合も、解除時まで発生した権利義務は影響を受けないことを甲および乙は確認する。

(本業務の中止事由および不可抗力事由)

第11条 本業務の中止事由は、以下のとおりとする。

(1) J-クレジット制度の終了

(2) J-クレジット市場の消失

(3) 甲の責によらない事由による、対象 LED 照明の大部分の消失

- 2 甲および乙は、プログラム型プロジェクト中止事由が発生したまたはその発生が見込まれる場合、直ちに相手方に書面で通知し、誠実にその対応について協議する。

当該書面の通知の日から30日（両者の書面合意により延長した場合は、延長した日まで。）以内にその対応について合意に至らないときは、いずれの当事者も相手方に書面で通知することにより、何らの責任を負うことなくプログラム型プロジェクト中止事由の発生したプログラム型プロジェクトに関する限度において、協定書および覚書を解約することができる。

- 3 天災地変、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、戦争、暴動、内乱法令の制定、公権力による命令または処分、伝染病または感染症等の流行および流行のおそれ、輸送機関または通信回線の事故、その他自然的または人為的なこれらに類する事象であって、甲および乙の支配し得る限度を越え、甲および乙において覚書締結時点において予見し得ず、もしくは予見し得てもその損害等の発生防止または回避を合理的に期待できず、かつ、甲および乙のいずれの責めに帰することのできない事由によって、覚書に定める甲および乙の義務の全部もしくは一部の履行の遅延または不能が生じた場合、甲および乙は前述に記載ある遅延または不能について責めを負わないものとする。

（有効期間）

- 第12条 覚書の有効期間は、令和8年〇月〇日から、令和20年3月31日までとするが、第4条に基づく甲の義務および第7条第1項に基づく甲の表明保証は、覚書の有効期間経過後も、基本文書に基づきプログラム型プロジェクト実施者として、甲に課せられる全ての義務が終了するまで存続するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲および乙が書面で合意した場合には、覚書を延長することができる。

（反社会的勢力の排除）

- 第13条 乙は、現在、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）または暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明および保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 2 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲は、乙が第1項のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、乙の調査を行うことができ、乙はこれに協力するものとする。

4 乙は、第1項のいずれかに違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、甲に対し、直ちにその旨を通知するものとする。

5 甲は、乙が第1項のいずれかに違反した場合は、乙の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに協定書および覚書を解除することができるものとする。

6 甲は、前項に基づき協定書および覚書を解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第14条 甲および乙は、事前の書面による同意がある場合を除き、覚書より生ずる権利義務を第三者に譲渡しまたは第三者のためにこの上に権利を設定してはならない。

(費用)

第15条 覚書に別段の定めがない限り、覚書の作成または覚書の履行に関連して甲または乙に生じた費用は、各当事者がそれぞれ負担するものとする。

(通知)

第16条 覚書に関連して甲および乙からなされる全ての通知、請求、催促その他の連絡は、別途方法を指定する場合を除き、書面または PDF ファイルで行うこととし、特に指定がない限り以下に定める通知先または電子メールアドレス宛てに行うものとする。なお、以下に定める通知先を変更する場合は、もう一方の当事者に変更について速やかに通知する。

(1) 甲の通知先

所在地: 福井県福井市大手3丁目17番1号

担当部署: 福井県エネルギー環境部エネルギー課新エネルギーG

電話番号: 0776-20-0302

メールアドレス: energy@pref.fukui.lg.jp

(2) 乙の通知先

所在地:

担当部署:

電話番号:

メールアドレス:

2 前項に規定された通知が電子メールによる場合において、その内容が、事務連絡、軽微な事項に関するものである場合を除き、受取人たる相手方から別途の合理的な指示がある場合には、事後に正本を直接または書簡のいずれかの方法により送付または送信する。

3 第1項に規定された通知は、以下の各号に定める時点で到達したとみなす。ただし、受領地において、営業日の午後5時以降午前零時まで、または営業日以外の日に受領された通知は、翌営業日に通知が到達したとみなす。

(1) 直接交付: 直接交付による場合は、被交付者に実際に交付された時点

(2) 書簡: 書簡による場合は、当該住所に実際に配達された時点

(3) 電子メール: 電子メールによる場合は、受信者に到達した時点

(情報セキュリティの確保)

第17条 乙は、協定書第8条の規定に基づき、本事業の実施において、別紙4の「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、協定書第9条の規定に基づき、個人情報の取扱いに関し、別紙5の「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(紛争解決条項)

第19条 覚書は法令に準拠するものとし、甲および乙は、覚書から生ずる、または覚書と関係を有する一切の紛争について、福井地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(完全合意)

第20条 覚書は、甲および乙の完全な合意を前提に推進し、これまでの書面および口頭による全ての合意、表明または誓約に優先するものとする。

(協議事項)

第21条 覚書に記載のない事項および覚書の条項の解釈に疑義を生じた事項については、その都度、甲および乙が協議する。

覚書締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号

乙

別紙Ⅰ

基本文書

- 1 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱
- 2 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施規程
- 3 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）モニタリング・算定規程
- 4 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）方法論策定規程
- 5 方法論
- 6 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）利用に係る約款

別紙2

甲提供書類

- ・LED化更新前の部屋ごとの照明の型番および本数がわかる図面と一覧表（※）
- ・LED化更新後の部屋ごとの照明の型番および本数がわかる図面と一覧表
- ・契約書（リース方式によりLED化を行っている場合）
- ・LED照明が設置されている建物が30年以上経過している建物については、30年間の間で照明の交換がされていたことがわかる資料（※）
- ・その他、会員と共同創出者が協議の上、必要と認められる資料

（※）J-クレジット認証時に「更新」の区分で創出する場合

令和●年●月●日

福井県知事 様

J-クレジット創出見込量

標記の件について、プロジェクト認証期間(8 年度分)の J-クレジット創出見込量について、下記のとおり連絡します。

記

<u>J-クレジット創出見込量</u>	● <u>t-CO2</u>	
(内訳)	初年度	● <u>t-CO2</u>
	2 年度目	● <u>t-CO2</u>
	3 年度目	● <u>t-CO2</u>
	4 年度目	● <u>t-CO2</u>
	5 年度目	● <u>t-CO2</u>
	6 年度目	● <u>t-CO2</u>
	7 年度目	● <u>t-CO2</u>
	8 年度目	● <u>t-CO2</u>

以上

情報セキュリティに関する特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、福井県情報セキュリティポリシーおよび以下の事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負う。

（作業場所の特定）

第2 乙は、業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

（甲の施設内での作業時における事項）

第3 乙が甲の施設内で作業を行う時は、福井県庁舎等管理規則を遵守しなければならない。

2 機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んで서는ならない。ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

（1）乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業計画書を提出しなければならない。

（2）乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。

（3）乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。

（4）その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

（緊急時対応）

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、甲に緊急時の連絡先を提出しなければならない。

（作業者 ID およびパスワード）

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者 ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

（1）作業者 ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。

（2）作業者 ID によるアクセスは必要最小限とすること。

（目的外使用の禁止）

第6 乙は、業務にかかる資料、情報および情報資産のうち、甲から提供されたものおよびそれに基づき乙

が作成したもの（以下、「関係資料」という。）を、甲の承認なく業務遂行以外の目的に使用してはならない。

（複写および複製の禁止）

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

（情報資産の返還）

第8 乙は、業務終了後、関係資料のうち甲から提供されたものについては返還しなければならない。

（情報資産の廃棄）

第9 乙は、業務終了後、関係資料のうち成果物を除く乙が作成したものについては、速やかに廃棄しなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

3 乙は、第1項の廃棄を行った場合は、廃棄を行った日時、担当者名および廃棄の内容を記録し、これを証明する書面を甲に対して提出しなければならない。

（実地調査および指示等）

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および業務の実施に係る乙に対する指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

（再委託先および再々委託先への適用）

第11 乙が業務を再委託または再々委託する場合、この「情報セキュリティに関する特記事項」は、再委託先および再々委託先に適用されるものとする。

2 再委託先および再々委託先における情報セキュリティに関する責任は、乙が負うものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（個人情報保護のための措置）

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置

2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

（収集の制限）

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

（利用および提供の制限）

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

（複写等の禁止）

第6 乙は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報の複写・複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付または持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（再委託の禁止）

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（子会社（会社

法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講じることとされている事項と同様の事項を当該第三者（以下「再委託先」という。）に遵守させなければならない。

（資料等の返還）

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（調査等の実施）

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙および再委託先以降の第三者がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施することができる。

（事故報告）

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（定期報告）

第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。